

# 元暴力団員への就労支援

2018年7月11日(水)

田中裕貴 相原由依 後藤駿介 渡辺里菜

## 論点

暴力団の数は現在減少傾向にある。政府の取り組みは暴力団の撲滅に大きく力を入れているが、暴力団をやめた後の就労支援は十分に行われていない。また、調査としても元暴力団員の就職状況は不透明である。暴力団との関わりを断ち、自立して社会復帰を果たすには、就労支援は欠かせないものと思われる。しかし、これまで反社会勢力として行動してきた彼らに税金を使った支援はいかかかなものかという疑問の声も上がっている。

以下の「生活・就労支援」に賛成か

- ・雇用した企業へ5年間、月3万円の給付金を支給し続ける
- ・元暴力団員が企業に対して故意に損害を与えた場合、自治体が見舞金200万円を支払う
- ・暴力団との縁を断ち切るため引っ越し手当30万円支給

### 条件

- ・警察署に組長名の「脱退届出承認書」を提出する
- ・所属していた暴力団のある都道府県外に居住する

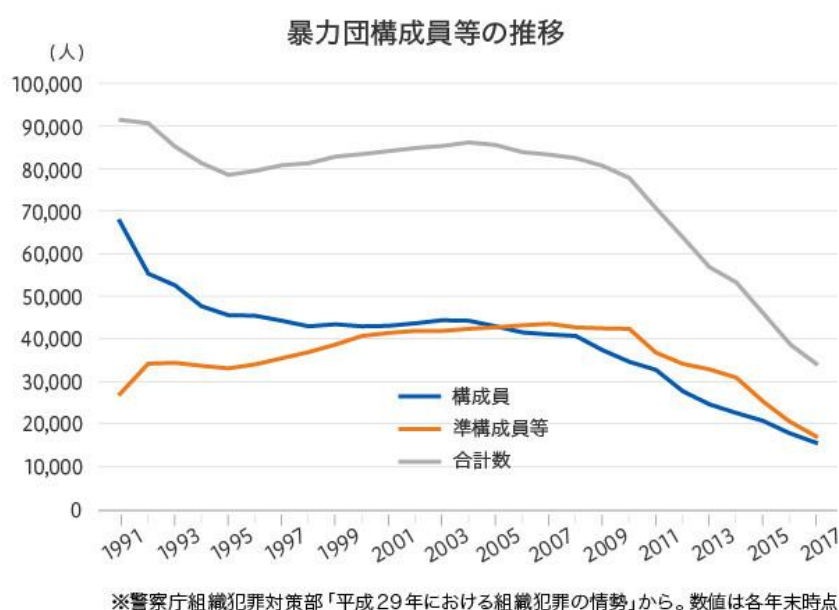
## 第一章 暴力団とは

## ○暴力団とは

「暴力団」という言葉は、法律上は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（暴力団対策法第2条第3号）と定義されているが、一般には、いわゆるヤクザ（博徒・ばくと）集団と同様の意味で使われている。

## ○暴力団員数の推移

大きな転機は、1992年に施行された暴力団対策法と、2011年10月までに全都道府県で整備された暴力団排除条例。



## ○組織暴力犯罪の対策

暴力団犯罪の対策として最も困難なことは、暴力団組織の内部においては、犯罪を重ねることによってその者の組織内での地位が上昇するという、**犯罪促進的な秩序**が出来上がっていること。受刑による一般社会生活上の不利益・不名誉は、彼らにとってそれほど重大な問題とはならない。しかし、暴力団構成員とくに首領・幹部の検挙が組織自体には大きな痛手となるのは明らか。組織自体の存続基盤を揺るがせるためには、資金源の根絶と構成員の補充を絶つことも必要。

## ○暴力団の歴史

戦後、暴行罪・脅迫罪の法定刑の引き上げ、暴行罪の非親告罪化、証人威迫罪の新設、凶器準備集合罪の新設、銃砲刀剣類等所持取締法の制定、暴力行為等処罰に関する法律の部分的な刑の引き上げなどがある。これらの法規制は、一定の効果をもたらしたが、必ずしも十分なものではなかった。それは、従来から暴力団の主要な資金源

として、寄付・用心棒代・不当融資・示談介入・債権取立などがあり、彼らはこれらの行為を行うに際して、直接暴力を行使するよりも、**表面的には穏やかな交渉や取引の形をとって行っていたために、それらを明確に犯罪行為としてとらえにくかったからだ**。そこで、このようないわば灰色ゾーンにある行為を禁止の対象とし、暴力団の資金源を根元から絶つ必要があること、また暴力団員の離脱を促進するような援助を行う必要があることなどから、平成4年3月に「**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律**」（いわゆる暴力団対策法）が施行された。

#### ○シノギ（凌ぎ）

資金獲得行為には、いわゆる「みかじめ料」（縄張り内で一般人が商業を営む際の挨拶代や権利代。用心棒料）徴収などの恐喝行為（および、意に沿わない者や建造物等に対する放火や銃撃）、売春の斡旋、覚醒剤や麻薬などの薬物取引、窃盗、賭博（20世紀前半までは丁半、以降は闇カジノ）開帳、誘拐による身代金、闇金融、総会屋などの非合法的な経済活動、何らかの理由で公に出来ない交渉事の請負や介入を行うことが多い。

#### ○世の中の犯罪

暴力団勢力が全検挙人員中に占める比率は、驚くほど高く、主要刑法犯に関しては、脅迫(25.09%)、賭博(40.6%)、恐喝(42.3%)、傷害(11.9%)、殺人(13.1%)等となっており、特別法犯に関しては、競馬法違反(50.0%)、自転車競技法違反(82.4%)、覚せい剤取締法違反(56.1%)、児童福祉法違反(24.6%)、職業安定法違反(40.2%)、売春防止法違反(31.8%)、麻薬取締法違反(31.8%)、大麻取締法違反(30.1%)等となっている（平成26版犯罪白書）。このような数字からは、まさに暴力団がわが国の犯罪の主要な供給源となっているといえる。

#### ○暴力団に入るきっかけ

暴力団加入時の年齢

年 齢	人 員(人)	構 成 比(%)
15 ～ 19 歳	97	33.3
20 ～ 24 歳	98	33.7
25 ～ 29 歳	38	13.1
30 ～ 34 歳	15	5.2
35 ～ 39 歳	18	6.2
40 ～ 44 歳	11	3.8
45 ～ 49 歳	6	2.1
50 歳 以 上	4	1.3
不 明, 無 回 答	4	1.3

#### 暴力団員との最初の接触の契機

区 分	人 員(人)	構 成 比(%)
知り合いが暴力団員であった	97	33.3
面倒をみてもらった	57	19.6
自分から進んで近づいた	46	15.8
仕事上の接触	42	14.4
勧誘された	24	8.2
紹介された	10	3.4
けんかをした	6	2.1
被害を受けた	4	1.4
シンナー、覚せい剤の売買相手	3	1.0
その他、不明	2	0.8

#### 加入までの経過（2項目選択）

##### ○暴力団の慈善活動

2011年、東日本大震災が起こったとき、やくざはいち早く被災地に駆けつけた。1995年の阪神大震災のときもそうだった。やくざはスクーターやボートやヘリを使って、交通が寸断された神戸の町に支援物資を届けた。こうした行為を、皮肉をこめて単なるPRだという人もいれば、やくざは法に縛られないから、必要なときにすぐに役に立つし、行政からの支援を受けられずに苦しんでいる人たちに自分たちの姿を重ねて同情的なのだという人もいる。警察がこうした慈善精神を見せるやくざを摘発するための協力を得るのは確かになかなか難しい。

##### ○暴力団は社会の必要悪？

バブル時代までのヤクザは「表」と「裏」で稼げたが、国家の縛りがきつくなり、企業がコンプライアンスの強化で暴力団と接触しなくなったため、「裏」でしか稼げなくなった。違法性のない「表」の分野の仕事とは金融、不動産、土建、興行、人材

派遣、解体、産業廃棄物、会社整理、債権回収、縄張り内のトラブル処理など。一方、法の網をかいくぐる「裏」の分野には賭博、薬物、売春、裏カジノ、振り込め詐欺、みかじめ料の徴収、非弁活動（資格なしに弁護士の仕事を行うこと）などがある。

「表」だけなら一般企業と大して変わらないが、「表」と「裏」を自在に行き来するから暴力団のシノギとなる。たとえば金融ならば、暴力団系金融業者は出資法などで定められた上限金利を無視して、リスクの高い事業や企業に高利で貸し付ける。それが可能なのは“回収”に絶対の自信を持っているためだ。

当時はこうした「暴力団の正業」にも、なにがしかの存在価値があった。金融ならば「どうしても必要な急ぎのカネ」、不動産ならば「期限内にどんな手を使っても仕上げなければならない地上げ」、原発ならば「人の嫌がる被ばく可能性の高い現場への人材派遣」、債権回収ならば「他の債権者とガチンコ勝負になっても引かない度胸」それが暴力団系業者の真骨頂であり、少なくとも暴対法が施行される 92 年までは、表社会にとっても暴力団は「必要悪」だった。

## 第二章 元暴力団の就職状況

### 1. 暴力団員減少の要因

現在は暴力団大量離脱時代であるといわれている。それはなぜか。

A.

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（暴対法）と、これを補足するように全国各県で相次いで制定された暴力団排除条例（暴排条例）が施行された

→暴力団のシノギ（資金獲得活動）が制約され、暴力団では「食えない」「（家族を）食わせられない」時代になったのが主たる要因

1991 年に制定された暴対法により、一般社会と暴力団との間に壁が生じた。この壁をより強固にしたものが暴排条例である。現在の日本において暴力団員であることは、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む」権利すら保障されない。これでは、妻子持ちの暴力団員が辞めたくなることは首肯できる。暴力団である当人以外に、その家族にまで不利益が及ぶから、離脱者が増え、暴力団人口が減少の一途をたどることは当然であるといえる。

☆暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

暴力団員の行う暴力的要求行為について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的とする日本の法律である。略称は暴対法。

#### 禁止される具体的な行為

1. 口止め料を要求する行為
2. 寄付金や賛助金等を要求する行為
3. 下請参入等を要求する行為
4. 縄張り内の営業者に対して「みかじめ料」を要求する行為
5. 縄張り内の営業者に対して用心棒代等を要求する行為
6. 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為
7. 不当な方法で債権を取り立てる行為
8. 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為
9. 貸付け及び手形の割引を不当に要求する行為
10. 信用取引を不当に要求する行為
11. 株式の買取り等を不当に要求する行為
12. 預貯金の受入れを不当に要求する行為
13. 地上げをする行為
14. 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為
15. 宅建業者に対して不動産取引に関する不当な要求をする行為
16. 宅建業者以外の者に対して不動産取引に関する不当な要求をする行為
17. 建設業者に対して建設工事を不当に要求する行為
18. 集会施設の利用を不当に要求する行為
19. 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為
20. 商品の欠陥等を口実に損害賠償等を要求する行為
21. 役所に対して自己に有利な行政処分を要求する行為
22. 役所に対して他人に不利な行政処分を要求する行為

- 23. 国等に対して自己を公共工事等の入札に参加させることを要求する行為
- 24. 国等に対して他人を公共工事等の入札に参加させないことを要求する行為
- 25. 人に対して公共工事等の入札に参加しないこと又は一定の価格で入札することを要求する行為
- 26. 国等に対して自己を公共工事等の契約の相手方とすること又は他人を相手方としないことを要求する行為
- 27. 国等に対して公共工事等の契約の相手方に対する指導等を要求する行為

#### ☆暴力団排除条例（暴排条例）

（=地方公共団体の条例）

暴力団の影響力を排除することを目的としている。ほぼ全ての都道府県で事業主が暴力団員とわかっている者を雇用してはならないこと、また事業の契約、金銭の貸し借りを禁じている。

・2004年6月に、広島県と広島市が条例で公営住宅の入居資格について「本人とその同居親族が暴力団対策法に規定する暴力団員でないこと」と規定した。暴力団排除が規定された条例はこれが初めてである。

・佐賀県では、暴力団組事務所[2]の開設について、不動産所有者が暴力団に対して賃貸契約を拒否や解除ができる規定をした「佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例」が制定され、2009年7月1日に施行された。条例名に暴力団を冠した条例は都道府県初。

・福岡県では、暴力団の威力を利用する事業契約の禁止、暴力団の公共工事妨害排除、暴力団から危害を加えられる恐れがある者の保護、暴力団を排除するための民事訴訟支援などについて総合的な規定が全国で初めて制定され、2010年4月1日に施行された。京都府では、公共工事を請け負う企業に暴力団員がいないことを示した契約書を提出することなどを義務づけ、違反した場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科される規定になっている。その他の都道府県でも、2010年以降制定の動きが広がり、2011年10月1日には、残る東京都・沖縄県で条例が施行され、全都道府県で施行された。

## 2. 元暴力団員の社会復帰

現在元暴力団員は真っ当な生活を送って（送れて）いない。

暴排条例が全国的に施行されてから7年間で、支援を受けて離脱した者の数は4170人である。このうち、当局が把握している就職者数は90人であり、全体の2%ほどであるから、98%はどうなったのかという疑問が生じる。さらに、就職した90人にしても継続的に就業しているかを知り得るデータは存在しない。

### 要因

- ・企業社会がはらむ問題

2016年7月に北九州市暴力追放推進会議が企業に対してアンケート調査を実施したところ、約60%の企業から回答がなかった。さらに、回答した企業の8割は、暴力団離脱者を雇用したくないと答えている。このことから、離脱者雇用に消極的な企業の姿が見て取れる。

### 暴排条例

・暴排条例が元暴力団員の社会権を制約しており、社会復帰を困難なものにしている。条例には「元暴5年条項」と言われる項目が存在する。この条項により、暴力団を離脱しても、おおむね5年間は暴力団関係者とみなされ、組員同様に銀行口座を開設すること、自分の名義で家を借りることができない。だからといって、暴力団員歴を隠して履歴書などに記載しなければ、虚偽記載となる可能性がある。現在、企業の体質に照らしても、こうした問題は社会復帰における高いハードルとなっている。

## 3. 元暴力団員たちの転職

※現在の職業（年収・暴力団員時⇒転職後）

- カフェオーナー（4000万円⇒1500万円）

ヤクザ稼業に耐えられず半グレへ転身。オレオレ詐欺で1億円を貯めたところで足を洗ってカフェを買収。実入りは減ったが、「心の余裕ができた」と語る



● 広告代理店（600 万円⇒2000 万円）

若い頃から経済ヤクザとして鳴らしていたが、もっと自由に稼ぐために足抜け。ヤクザの過去を隠して広告代理店に入社し、ノウハウを学んで独立した

● ビル清掃会社（1000 万円⇒1500 万円）

他組織との抗争には率先して体を張ったが、身内同士の対立が激化するのを見て嫌気が差した。脱退の際に詰めた小指には、足の小指を移植している

● タクシー運転手（1000 万円⇒500 万円）

破門されたことがきっかけで組を脱退。仲のよかった右翼団体の幹部から今のタクシー会社を紹介される。個人タクシーの免許を取るため、無事故無違反の毎日

● 新聞拡張員（500 万円⇒400 万円）

シノギが下手で組を破門。つてを頼って新聞拡張員に。だが、要領の悪さと新聞購読者の減少でなかなかうまくいかない日々を過ごす

● チケット転売屋（800 万円⇒400 万円）

組の解散を機にダフ屋の知り合いからノウハウを学び、コンサートやスポーツのチケットをネットなどで転売。最近では、主宰者のチェック強化で売り上げが激減

（週刊 SPA!取材班 調べ）

### 第三章 元暴力団員への就労支援

## ・離脱者支援のあり方

離脱者支援は社会全体で取り組むべき課題である。現在、警視庁や大阪、福岡、愛知など14都府県の警察などが、暴力団をやめて一般企業への就職を目指す離脱者の就労に向けて広域で連携している。離脱希望者の就職希望などの情報を共有し、受け入れ意思のある協賛企業を紹介し合い、雇用のマッチングを支援するというもので、特に、工藤会からの離脱者は福岡県外（遠隔地）での就職を希望するケースが多いと言われている中、全国規模での連携は離脱者支援においては必要不可欠であったことから、大変良い取組みと評価できる。離脱者が離脱就労に伴い一番欲しいのは、「心のうちを話せる精神的な支えになってくれる人」であり、不安・心配な点としては、(1)職場での人間関係、(2)社会人としての常識・心得、(3)組織からの身内への侵害行為、(4)仕事が見つかるのか、(5)仕事が長続きするか、(6)収入が安すぎないか、(7)出所後の誘惑を乗り切れるか、があげられている。また、受け入れ事業主が離脱者受け入れに伴い保証して欲しい点は、(1)暴力団と完全に縁を切っていること、(2)継続して就労できること、(3)できれば、指詰めや刺青が人目につかないこと、(4)必要な資格免許があること、(5)誠意があること、が挙げられている。

## ・福岡県の取組み

暴力団からの離脱者の就労を支援するため、福岡県が元組員を雇った企業に対し、1人につき最大約70万円を給付する制度を行っている。刑務所の出所者に対する制度はこれまでもあったが、元暴力団員が対象の制度は全国初である。福岡県では、特定危険指定暴力団工藤会のトップらを逮捕した「頂上作戦」以降、暴力団を離脱する組員が急増したが、企業側の敬遠などから就労率は低迷しているのが現状である。

朝日新聞デジタルによると、新制度は元暴力団員を受け入れた企業に対し1人につき

- (1) 最初の半年間、月額最大8万円
- (2) 半年経過後は3カ月ごとに2回、最大12万円ずつ

というように、年間最大で計72万円の定着給付金を支給する仕組みである。元団員が職場で事故を起こしたり、行方をくらましたりした場合にも対策が立てられており、修繕にかかった費用や住宅を引き払うための諸費用など、損害に応じて最大200万円の見舞金を雇用主に支払う。福岡県警によると、2015年の1年間で県内の指定暴力団から離脱した人は127人と過去最高を記録したが、その一方で、県警の支援によって就労にこぎつけた元組員は10人だった。組織を抜けても報復される不安があり、離脱後の報復を恐れ、地元での就労をためらう元組員も多い。このため今回福岡県が始める制度の支給対象となる企業は、福岡県に限定せず、全国を対象にするという。県警

の支援による就労者数は2017年には前年度から6人増えて16人。離脱者の県外就労を支援する19都府県の広域連携で就労したのは3人である。県警が始めた離脱者を雇用した企業への給付金制度は13人に適用され、受け入れ可能な協賛企業は前年比138社増の236社となっている。

#### ・大阪府の取り組み

大阪府では離脱者雇用給付金支給制度というものを採用している。大阪暴追センターにおいて、暴力団を離脱した者を継続して1カ月以上雇用した事業者のうち、

1. 大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会の協賛企業であること
2. 雇用された離脱者が大阪府内に事務所を有する暴力団員であったこと、  
または大阪府内に住所を有すること
3. 当該離脱者を雇用したことについて、他の都道府県センター等から  
給付金の支給を受けていないこと

などの条件を満たす事業者に対して給付金を支給している。

#### ・兵庫県の取り組み

暴力団を辞めた元組員の社会復帰を支える「兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会」が1992年の発足以降、元組員52人を就労に結びつけた。指定暴力団山口組と神戸山口組に分裂し、離脱者増加が予想される中、両団体が本拠を置く兵庫でも支援策を充実させることで暴力団の人員を切り崩し、弱体化を図る狙いもある。連携は福岡や東京、大阪などの協議会で始まり、徐々に広がる。県境を越えて元組員を受け入れる企業を紹介し合い、遠隔地で勤務しても、現地警察の社会復帰アドバイザーらが面接などをして支えている。協議会では、2017年度に元組員を受け入れた企業に給付金を出す制度創設も目指している。

## 第四章 暴力団になる経緯

→社会的・個人的要因が複雑に絡み合っている。

### ①家庭

=非行化の始点

- ・「疑似単身家庭」…単身家庭、共稼家庭や長期出張（出張）家庭
- ・「葛藤家庭」…家庭内暴力が絶えない家庭
- ・「放置家庭」…学童期に門限がないなど親がしつけや勉強の面倒を見ない家庭
- ・「意思疎通上の機能不全家庭」…親と子の会話が極めて少ない家庭

### ②学校

- ・教育歴が短く、義務教育修了者か高校中退者が多い
- ・学業成績が不振、怠学歴も顕著

→学校内の教師を評価主体とする学校文化における否定的評価

⇔学校内生徒文化における肯定的な評価や支持

→「地位的な欲求」発生（個人的要因）

- ・中学時代一グレル分かれ道
  - ・非行の第一段階：児童期の狭い活動範囲内における単純な非行
- …家財の持ち出し、万引き自転車泥棒、学校・学級内窃盗など

- ・非行の第二段階

…深夜徘徊、万引き、カツアゲ（路上窃盗）、オートバイ使用窃盗、暴走行為、シン

ナーや薬物の乱用、性非行など

↓

### ③地域

・近隣地域に暴力団組織が存在することで、「集団化」

→仲間との連帯を大切にする意識の作用や、帰属する集団内での地位の付与とそれに対する本人の執着によって抜けられなくなる。

・大阪市西成区の例

(白波瀬達也准教授、「こっちあっちの人類学」、7月3日講義。)

大阪市西成区、「あいりん地区」

生活保護受給率が約40%、生活困窮が深刻化している地域

西成署管轄内の暴力団：90組5000名（府下最多）

→暴力団と貧困は密接なかかわりがある。

### ◎暴力団の判別の仕方（警視庁HP）

Q2

契約を締結する場合に、契約の相手方が暴力団員であるか否かを確認する方法について教えてください。

A

警察では、暴力団との関係遮断を図るなど暴力団排除活動に取り組まれている事業者の方に対し、契約相手が暴力団関係者かどうかなどの情報を、個々の事案に応じて可能な限り提供します。事業者の方で契約相手が暴力団関係者かもしれないとの疑いを持っているものの、本人に確認することが困難であるような場合などには、最寄りの警察署、組織犯罪対策第三課又は公共財団法人 暴力団追放運動推進都民センターにご相談ください。

Q2 の 2

警察に相談して情報提供を受けるために準備するものはありますか？

A

確認を求める契約相手の氏名、生年月日（可能であれば住所）が分かる資料や、お持ちの場合は暴力団排除の特約を定めた契約関係資料、契約相手が暴力団関係者の疑いがあると判断した資料（理由）などを準備してください。

Q2 の 3

警察から暴力団関係者に該当するとの情報提供を受け、契約締結を拒絶する際、警察からの情報に基づくことを相手方に伝えてもよいですか？

A

契約自由の原則（契約を締結するか否かを決定する自由及び誰と契約するか契約の相手方選択の自由）により、拒絶する理由を相手方に説明する義務はありませんが、必要であれば伝えてかまいませんので、情報提供を受けた警察部署に相談してください。

Q2 の 4

警察からはどのような情報を提供してもらえますか？

A

事案にもよりますが、相手方が暴力団員か、暴力団員と密接な関係を有する者かなどの情報を提供します。

## ◎元暴力団 判断

暴力団やめたのに…生活保護却下 県警リストに「組員」（朝日新聞 2017 年 7 月 26 日）

肝細胞がんになった静岡市の無職男性（65）が生活保護請したところ、市に却下された。理由は「警察が暴力団と認定している」。男性は「すでに脱退した。きちんと調べて判断してほしい」と訴えるが、市の方針は変わらず、裁判で争いが続いている。

裁判に提出された書類によると、男性ががんと診断されたのは2014年3月。男性はこれをきっかけに組に脱退を申し入れ、県警に組長名の「脱退届出承認書」を提出するとともに同年5月、市に生活保護の開始を申請したという。

ところが、市が県警に照会すると、男性が暴力団員として県警のリストに登録されたままであることがわかった。6月、市は男性の申請を却下した。

暴力団に詳しい桐蔭横浜大の河合幹雄教授（犯罪社会学）によると、警察は脱退の

届け出があっても5年程度はリストから外さないことが多いという。「暴力団排除条例ができて以降、経済的に困窮した暴力団員の脱退が相次いでいるが、真偽を確かめるのに警察のマンパワーが足りていない側面もある」

市側も裁判の書類で「（警察の登録抹消に）5年程度を要することが多い」としたうえで、「（男性への）事情聴取と警察からの回答を総合して判断した」などと説明している。

男性は15年6月、市を相手取って却下の取り消しを求めて提訴。男性の代理人を務める間光洋弁護士は「警察の情報だけで判断されてしまうと、本当に脱退しても5年は保護を受けられないことになる。生活保護の無差別・平等の原理に立ち返り、収入や暮らしぶりについて実質的な調査を尽くすべきだ」と訴える。

朝日新聞の取材に対して市は「脱退したかどうかを市が独自に調べるのは困難で、県警の判断を尊重している」と話している。

#### 参考文献

<https://www.asahi.com/articles/ASK7P3PT0K7PUTPB004.html>

[http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/anzen/tsuiho/haijo\\_seitei/haijo\\_q\\_a.html](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/anzen/tsuiho/haijo_seitei/haijo_q_a.html)

廣末登(2016)『ヤクザになる理由』新潮新書.

食えない職業になったヤクザ

<https://www.nippon.com/ja/features/c04202/>

10分で読める、日本の暴力団の基礎知識

<https://ironna.jp/article/2399>

平成元年 警察白書

<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h01/h010102.html>

東海テレビ取材班 (2016) 「ヤクザと憲法」岩波書店

笹原英治郎(2015)「暴力団の行方」海鳥社

<https://nikkan-spa.jp/860535>

福岡県警察 暴力団組員離脱・就労支援

[www.police.pref.fukuoka.jp/kitakyusyu/kokurakita-ps/ridatu-sien.html](http://www.police.pref.fukuoka.jp/kitakyusyu/kokurakita-ps/ridatu-sien.html)

【ヤメ暴の就労支援】元暴力団組員を雇った企業に70万円 福岡県が全国初の奨励金

[https://www.huffingtonpost.jp/2016/02/05/story\\_n\\_9173508.html](https://www.huffingtonpost.jp/2016/02/05/story_n_9173508.html)

暴力団離脱者の社会復帰支援 公益財団法人大阪府暴力追放推進センター

[www.boutsui-osaka.or.jp](http://www.boutsui-osaka.or.jp)

警察庁資料

[www.moj.go.jp/content/001228405.pdf](http://www.moj.go.jp/content/001228405.pdf)

暴力団組員：福岡県警支援で離脱131人 工藤会が3割 - 毎日新聞

<https://mainichi.jp/articles/20170125/k00/00m/040/136000c>

神戸新聞NEXT | 社会 | 元暴力団員の就労支援、兵庫も参加 18都府県目

<https://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201610/0009596586.shtml>

離脱者支援のあり方を考える(2016.2) | 企業リスクの調査と対応支援

<https://www.sp-network.co.jp/column-report/bouhi/candr0243.html>

ヤメ暴たちの「再就職」事情 —— 「世間様の風は氷のように冷たかった…」

<https://news.yahoo.co.jp/feature/979>